

青森県報

第三千四百七号

平成二十三年
七月一日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環境政策課) …… 一
青森空港条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾空港課) …… 二

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課) …… 二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同) …… 三
右 同	(同) …… 三
右 同	(同) …… 三
生活保護法による介護機関の指定	(同) …… 四
右 同	(同) …… 四
右 同	(同) …… 四
右 同	(同) …… 四
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 五
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同) …… 六
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同) …… 六
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高齢福祉課) …… 七

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同) …… 七
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同) …… 七
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(同) …… 七
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同) …… 八
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課) …… 八
障害福祉サービス事業者の指定	(同) …… 八
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	(同) …… 九
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	(同) …… 九
障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業を行う事業所の所在地変更の届出	(同) …… 九
身体障害者福祉法による医師の指定	(同) …… 一〇
家畜人工授精講習会の開催	(畜産課) …… 一〇
選挙管理委員会	(事務局) …… 一〇

規 則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則（平成十年三月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表白神山地赤石空き缶等散乱防止重点地区の項中「西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森字西赤石山国有林三八林班」を「西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山国有林二〇三八林班」に、「平成八年鰺ヶ沢町条例第一号」を「平成二十一年鰺ヶ沢町条例第十六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（着陸料の減免に係る航空機及び金額）

第八条 条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額に同欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ次の表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額とする。

空港と名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機	十五分の一
------------------------------------	-------

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）

ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）

附 則

この規則は、平成二十三年七月二日から施行する。

告 示

青森県告示第五百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
山松歯科クリニック	上北郡七戸町字七戸二九一の一	平成三〇・五・二

青森県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 一葉会	弘前市大字福 ○村字新館添五 の八	介護予防 通所介護	ことぶき荘	弘前市大字福 ○村字新館添五 の八	三・二六
---------------	-------------------------	--------------	-------	-------------------------	------

青森県告示第五百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	施設の種類	指 定 日
特別養護老人ホーム ハビネスやくら	八戸市大字櫛引字下矢倉 二二の二	介護老人福祉施設	平成 三・四・一
ハビネスながわ	三戸郡南部町大字下名久 井字剣吉前川原一の	"	"

青森県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護 事業の種類	名 称	居宅介護事業所	指 定 日
主たる事務所 の所在地			所在地		

小倉和也	八戸市大字常 海一三の常 サンデューエル 内丸八〇二	居宅 管理 指導 養	はちのへふア ツリークリニ ック	八戸市城下四 一丁目一の一	平成 三・五・一
------	-------------------------------------	---------------------	------------------------	------------------	-------------

久米田俊子	弘前市大字青 山五丁目四の 二	"	久米田歯科医 院	弘前市大字神 田五丁目七の	"
-------	-----------------------	---	-------------	------------------	---

社会福祉法人 音羽会	西津軽郡鰺ヶ 沢町大字長平 六五の四一 六五の四二	訪問看護	シオンステー ション向外瀬	弘前市大字向 外瀬四丁目二 の一	三・六・一
---------------	------------------------------------	------	------------------	------------------------	-------

社会福祉法人 一葉会	弘前市大字福 ○村字新館添五 の八	通所介護	ことぶき荘温 泉	弘前市大字福 七の早稲田二 の一	三・三・一
---------------	-------------------------	------	-------------	------------------------	-------

社会福祉法人 ファミリア	三戸郡五戸町 一字姥堤三四 の四	短期入所 生活介護	特別養護老人 ホームハビネ スやくら	八戸市大字櫛 引字下矢倉二 の二	三・四・一
-----------------	------------------------	--------------	--------------------------	------------------------	-------

有限会社芦春 建設	北津軽郡板柳 町大字掛落林 の五	訪問介護	訪問介護事業 所アシナル	北津軽郡板柳 町大字掛落林 の五	三・五・二五
--------------	------------------------	------	-----------------	------------------------	--------

株式会社ニチ イ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	"	ニチイケアセ ンターなんぶ	三戸郡南部町 大字沖田面字 土城後二八の ゲータントメ 一階三三三号 室	三・四・一
---------------	--------------------------	---	------------------	---	-------

有限会社居宅 支援ハート	黒石市松原七 八の一三	認知症対 応型共同 生活介護	ハートハウス	黒石市あけぼ の町一〇五の 二	三・三・三
-----------------	----------------	----------------------	--------	-----------------------	-------

青森県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ニチイ学館	名称	居宅介護支援事業者
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
東京千代田区神田駿河台二丁目九	名称	指 定
ニチイケアセン	所 在 地	年月日
三戸郡南部町大字沖田面字土城	所 在 地	平成 三・四・一
三戸郡南部町大字沖田面字土城	所 在 地	
三戸郡南部町大字沖田面字土城	所 在 地	

青森県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指 定
	主たる事務所の所在地				
小倉和也	八戸市大字常盤三丁目二番八〇	介護予防 居宅療養 管理指導	はちのへファ クリニック	八戸市城下四丁目一の一	平成 三・五・一
久米田俊子	弘前市大字青森二丁目四番二	"	久米田歯科 院	弘前市大字神田五丁目七番一	"
社会福祉法人 音羽会	西津軽郡長平町大字音羽山六丁目四番二	介護予防 訪問看護	シノーステ ィション向 外瀨	弘前市大字向 外瀨四丁目二番一	平成 三・六・一
社会福祉法人 一葉会	弘前市大字福の八	介護予防 通所介護	ことぶき 荘温泉	弘前市大字福の七の一	平成 三・三・一

建設 有限会社芦春	北津軽郡板柳町大字掛落林一丁目一	訪問介護	訪問介護事業所アシナル	北津軽郡板柳町大字掛落林一丁目一	平成 三・五・一
株式会社ニチイ学館	東京千代田区神田駿河台二丁目九	"	ニチイケアセン ターなんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字土城	平成 三・四・一
有限会社居宅 支援ハート	黒石市松原七 八の一三	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	ハートハウス	黒石市あけぼの町一〇五の二	平成 三・三・五

青森県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	居宅介護事業の種類	名称	所在地	変更
	名称				
変更前	株式会社オアシス	居宅介護	ヘルパー システム シア	弘前市大字泉野五丁目八	平成 三・二・一
変更後	株式会社オアシス	訪問介護	ヘルパー システム シア	弘前市大字泉野五丁目八	平成 三・二・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"	
弘前市大字 三館野一丁目 三の二三		弘前市大字 泉野五丁目 八の八		弘前市大字 三館野一丁目 三の二三	
"		訪問看護		"	
訪問看護 システム びす		訪問看護 システム シス		"	
弘前市大字 末広二丁目 六の一		弘前市大字 外崎三丁目 四の七		弘前市大字 末広二丁目 六の一	
三・五・一		三・五・一		三・五・一	

青森県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務の所在地	介護予防事業所	介護予防の種類	名称	所在地	変更年月日
	介護予防事業者		介護予防事業所				

変更後	変更前	変更後	変更前
"		株式会社 オアシス	
弘前市大字 三館野一丁目 三の二三		弘前市大字 三館野一丁目 三の二三	
"		介護予防 訪問介護	
"		ヘルパース テーション オアシス	
弘前市大字 末広二丁目 六の一		弘前市大字 越字川合九三 の二六	
三・五・一		平成 三・二・一	

青森県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務の所在地	名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人 伸康会		居宅介護支援事業者	名称	主たる事務の所在地	名称	所在地	変更年月日
弘前市大字 狐石田二丁目 一の二							
居宅介護支援 事業所 成の家		居宅介護支援事業所	名称	主たる事務の所在地	名称	所在地	変更年月日
弘前市大字 七の四 の四							
弘前市大字 渡四丁目 七の三		平成 三・五・九					

青森県告示第五百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
	有限会社 やすらぎ ケアハウ	青森市大字新城三丁目一〇九の三	訪問介護	有限会社 やすらぎ ケアハウ	青森市大字新城三丁目七五の二	平成 三〇・ 五・三〇	平成 三〇・ 六・三〇
	有限会社 やすらぎ ケアハウ	青森市大字新城三丁目一〇九の三	訪問介護	有限会社 やすらぎ ケアハウ	青森市大字新城三丁目七五の二	"	"
	株式会社 あらた	上北郡東北町旭南三丁目二九三の二	訪問介護	訪問介護 事業所 たくり	青森市大字浅虫字坂本五一〇の二	三〇・ 五・二七	"
	子久米田俊	弘前市大字土手町三一	居宅療養管理指導	科医院 久米田 歯	弘前市大字土手町三一	三〇・ 五・二六	三〇・ 五・二六

青森県告示第五百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指 月 日 定
	日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一〇の七三	ケアプランかがやき青森	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	平成 三〇・ 七・ 一

青森県告示第五百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
	有限会社 やすらぎ ケアハウ	青森市大字新城三丁目一〇九の三	居宅介護支援事業所	ケアサ和（なごみ）	青森市大字新城三丁目七五の二	平成 三〇・ 五・二七	平成 三〇・ 六・三〇

青森県告示第五百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

立山興	青森市大字諏訪 沢字丸山六六	名 称 又 は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称	所 在 地	平成 三・五二七	辞退の 年月日	平成 三・五三	辞退 年月日
-----	-------------------	----------------------------	--------------------	--------	-------------	-------------	------------	------------	-----------

青森県告示第五百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

久米田俊子	弘前市大字土手 町三二一	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名称	所在地	平成 三・五二六	届出の 年月日	平成 三・五二六	廃止 年月日
株式会社 あらた	上北郡東北町旭 南三丁目二九三	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名称	所在地	平成 三・五二七	届出の 年月日	平成 三・五二七	廃止 年月日
株式会社 やすらぎ	青森市大字新城 三山田一〇九の	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名称	所在地	平成 三・五二七	届出の 年月日	平成 三・五二七	廃止 年月日
株式会社 やすらぎ	青森市大字新城 三山田一〇九の	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名称	所在地	平成 三・五二七	届出の 年月日	平成 三・五二七	廃止 年月日

青森県告示第五百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所 在 地	指定年月日
みさわ市民薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の五	平成三・七一
湊高台薬局	八戸市湊高台五丁目二四の七	"

青森県告示第五百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	名称	所 在 地	指定 年月日
指定障害福祉サービス 事業者	指定障害福祉サービス を行う 所	指定障害福祉サービス を行う 所	指定障害福祉サービス を行う 所	指定障害福祉サービス を行う 所	指定障害福祉サービス を行う 所
合同会社 れあぷらざ あおば	八戸市青葉二丁 目一六の一七	生活介護	生活介護事 業所あおば	八戸市青葉二丁 目一六の一七	平成 三・七一
株式会社 ユークシ ョン	弘前市大字原ケ 五二丁目五の三	居宅介護	訪問介護 サービス	弘前市大字原ケ 五二丁目五の三	"

株式会社コ	弘前市大字原ケ 平二丁目五の三	重度訪問 介護	訪問介護ス テーション	弘前市大字原ケ 平二丁目五の三	"
-------	--------------------	------------	----------------	--------------------	---

青森県告示第五百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	年月日更
		名 称	主たる事務所の所在地			
社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	社会福祉法人むつ市中央一丁目八の	むつ市中央一丁目八の	居宅介護・重度訪問介護	むつ市水戸イムヘルパーステーション	むつ市金谷一丁目一の	平成 三・九・二四

青森県告示第五百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	年月日更
		名 称	主たる事務所の所在地			
社会福祉法人横濱町社会福祉協議会	社会福祉法人横濱町社会福祉協議会	三保野五七の八	知的障害者通所授産施設	月見野食房	つがる市森田町森田月見野四七六の二	平成 三・三・三

青森県告示第五百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		相談支援事業を行う事業所	年月日更
		名 称	主たる事務所の所在地		
社会福祉法人平館福祉会	社会福祉法人平館福祉会	東津軽郡外ヶ浜町字平館根一岸小川二〇の	相談支援事業所あねつと	青森市大字新三六の二一〇三号	平成 三・四・一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
西村 慎一	八戸赤十字病院	八戸市大字田面 木字中明戸二	整形外科、リハビリテーション科 (肢体不自由)	平成 三・七一
岸谷 正樹	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町 五三	整形外科（肢体不自由）	"
鹿内 俊樹	八戸赤十字病院	八戸市大字田面 木字中明戸二	内科（呼吸器機能障害）	"

青森県告示第五百八十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十三年八月三十一日から同年九月三十日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大蔵（上北郡七戸町）及び地方独立行政法人青森県産業技術センター

畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員

三十人以上

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十三年八月十日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十三年六月八日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二三、一〇五人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)あつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二五九、二〇一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)あつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区	七、八九六 人
西津軽郡選挙区	六、三三七 人
南津軽郡選挙区	六、八〇八 人
北津軽郡選挙区	八、二九二 人
上北郡選挙区	二八、七二五 人
三戸郡選挙区	二一、四一〇 人
青森市選挙区	八三、五〇四 人
弘前市選挙区	五〇、九九二 人
八戸市選挙区	六五、四五八 人
黒石市選挙区	一〇、一五八 人
五所川原市選挙区	二〇、五六八 人
十和田市選挙区	一八、〇一六 人
三沢市選挙区	一一、一三七 人
むつ市選挙区	二二、六四八 人
つがる市選挙区	一〇、四二二 人
平川市選挙区	一一、七三二 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭